

令和6年度介護報酬改定に係る芦屋市総合事業に関するQ&A

(令和6年6月18日版)

No.	質 問	回 答
訪問型独自サービス(予防専門型訪問サービス)		
1	利用できる回数及び対象者は？	○週1回程度…事業対象者・要支援1・要支援2 ○週2回程度…事業対象者・要支援1・要支援2 ○週2回を超える程度…事業対象者・要支援1・要支援2 ※新規で事業対象者になった方は利用できません。“認定を受けていた”事業対象者の場合、利用できます。 ※ケアマネジャーがその必要性をケアプランに落とし込むことが前提です。
訪問型独自定率サービス(生活支援型訪問サービス)		
1	利用できる回数及び対象者は？	○所要時間20分以上45分未満…事業対象者・要支援1・要支援2 ○所要時間45分以上…事業対象者・要支援1・要支援2 ※合計月10回まで利用できます。 ※ケアマネジャーがその必要性をケアプランに落とし込むことが前提です。
通所型独自サービス(予防専門型通所サービス)		
1	利用できる回数及び対象者は？	○週1回程度…事業対象者・要支援1・要支援2 ○週2回程度…事業対象者・要支援2 ※新規で事業対象者になった方は利用できません。“認定を受けていた”事業対象者の場合、利用できます。 ※ケアマネジャーがその必要性をケアプランに落とし込むことが前提です。 ※要支援1の“認定を受けていた”事業対象者、要支援であった間に予防専門型通所サービスを利用していなかった方も、週2回程度の予防専門型通所サービスが必要とされた場合は、週2回程度の利用ができます。 「利用者が事業対象者であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合については1,798単位を、1週に2回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合については3,621単位をそれぞれ算定する。」 (介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表より要約)
2	運動器機能向上加算が包括化されたが、運動器機能向上計画の作成は必要なくなったのか。	運動器機能向上計画の作成は必要ありませんが、実施した運動器機能向上サービスについての記録は残してください。
3	予定していた日にサービス提供が行われなかった場合、送迎減算の対象になるか。	サービス自体の提供が行われていないため、送迎減算は適用されません。 介護保険最新情報Vol.1263(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.6))参照